

## ◎視察者への情報提供に対する費用徴収について

泉佐野市が実施又は実施しようとしている事業、取り組み等について保有、蓄積している情報等を、視察者に提供する場合において費用を徴収するものといたします。（大阪府内の自治体は除く）

（徴収対象となる視察）

市が作成した資料に基づき、視察者に対して、説明及び資料配布を行う場合。（説明、質疑等の時間は概ね2時間以内とする）

（徴収対象者）

公共団体の職員・議員等とする。但し、泉佐野市民及び報道関係者並びに情報交換を目的とする場合は除く。

（徴収金額）

1人あたり1,000円

（実施時期）

平成24年7月1日以降の申し込みのあったものから適用いたします。